

♪ 会員の約束



ファミリーサポートセンターの活動は会員同士の信頼関係の上に成り立つものです。ルールを守り、心地よく利用できるように心がけましょう。

☆ 依頼会員の方に

① お子さんは、協力会員の自宅での預かりが基本であり、宿泊はできません。



② 緊急を要する場合は、例外的に依頼申込をせずに直接協力会員に依頼できますが、事務局への連絡と後日申込書の提出をお願いいたします。



☆ 協力会員の方に

① 登録会員となる前に、育児、保健、医療（救急）などの子どもに必要な講習を受けていただきます。

② 家族の間でお子さんを預かることについて、事前に話し合いをして了解を得てください。

③ お子さんを自宅にいる時と同じようにリラックスさせるようにしてあげてください。ただし、手洗いやうがいをし、先に宿題をやらせるような基本的な生活習慣は指導していただいて結構です。

④ 活動終了後には活動記録簿を記入し、依頼会員の確認を受けるとともに月1回、まとめて事務局に報告してください。

⑤ 万一、事故が生じた場合は、必要な措置を取り、速やかに事務局に連絡してください。

※お子さんを預かるには

お子さんを車に乗せる時にはチャイルドシートやジュニアシートが必要となります。（事務局に何基かありますので、貸し出すこともできます。）また、自動車保険には必ず加入してください。（自賠責保険以外の任意保険です。）



☆共通事項として

- ①ファミリーサポートセンター事務局は甲州市役所子育て支援課に設置しています。
- ②退会する場合は、退会届を提出し会員証を返納してください。
- ③会員が実施要綱に違反または不適切な行為があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- ④援助活動から知り得た他の家庭の事情等を漏らすことは禁止します。退会後も同様です。
- ⑤3ヶ月以下の乳児や病児・病後児の預かりは感染症の恐れもありますので、ご遠慮ください。
- ⑥利用料金の受け渡しについてはお子さんの目を避け、必ず封筒等に入れて行なってください。

